

第5章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 市民、関係団体等との連携

本計画の推進のため、市を始めとして、障がい者や家族等介護者を含め広く市民の皆様、地域、企業、関係機関、障がい者団体、ボランティア団体・NPO等はそれぞれの立場で、相互に連携協力し、一体となって取り組みます。

2. 達成状況の点検及び評価

本計画の円滑な推進を図るため、年に1回「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」において、目標値に対する進捗状況の把握、分析、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。また、その場合は、「真岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定懇談会」を設置し、有識者、障がい者団体、関係機関等の意見を聴きます。

評価のシステムとしては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の着実な推進に努めます。



